資料1

○宍粟市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年３月２日

告示第29号

（設置）

第１条　宍粟市地域包括支援センター（以下「センター」という。）について、適正かつ円滑な設置及び運営を図るため、宍粟市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　運営協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

（１）　センターの設置に関すること。

（２）　センターの業務に関すること。

（３）　センターの運営及び評価に関すること。

（４）　センターの職員確保に関すること。

（５）　地域における介護保険以外のサービスと連携の形成に関すること。

（６）　その他センターの運営に関し必要な事項

（組織）

第３条　運営協議会は、18人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　介護保険第１号被保険者

（２）　介護保険第２号被保険者

（３）　介護保険サービス利用者、又はその介護者であり、かつ、同居する４親等以内の者

（４）　介護保険サービス事業者及び職能団体等に属する者

（５）　介護保険以外の地域資源、地域における権利擁護及び相談事業を担う関係者

（６）　前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任されることができる。

２　委員に欠員が生じた場合において、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　運営協議会に会長及び副会長を１人置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、運営協議会を代表し、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　運営協議会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第７条　運営協議会は、必要に応じ専門部会を設けることができる。

２　専門部会は、委員以外に関係者でもって構成することができる。

（庶務）

第８条　運営協議会の庶務は、地域包括支援センター担当課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成18年４月１日から施行する。

（初年度の委員の任期）

２　この告示の施行後、最初に委嘱された委員の任期については、第４条の規定に関わらず、平成20年３月31日までとする。

（平成27年度に委嘱する委員の任期）

３　平成27年度に委嘱する委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、平成28年５月31日までとする。

（令和元年度に委嘱する委員の任期）

４　令和元年度に委嘱する委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、令和４年３月31日までとする。

附　則（平成27年３月24日告示第26号）

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年８月１日告示第71号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年12月２日告示第39号）

この告示は、公布の日から施行する。